

第4回経済指標専門会議 議事概要

1 日時 平成21年12月21日(金) 15:00~16:45

2 場所 経済産業省別館1020号会議室

3 出席者 【学識経験者】河井委員、小巻委員、西郷委員、菅委員、樋田委員
【関係府省等】総務省(統計局)、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行
【事務局】佐藤総務省統計審査官ほか

4 議題

- (1) 「指数の基準時に関する基準」に係る統計委員会への諮問内容について
- (2) 季節調整値算出時の異常値の取扱いについて
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 「指数の基準時に関する基準」に係る統計委員会への諮問内容について

事務局から、資料1-1~1-4に基づき、指数の基準時に関する基準(案)の説明が行われた。説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

(指数の基準時の原則について)

- 「1 指数の基準時の原則」における指数は、「2 ウェイトを固定する指数」とは違い、全ての指数が対象となるのか。
→ そのとおり。
- 「基準時の更新時期」は更新の実務を行う年次のことを示しているのか。
→ 更新の実務を行う時期ではなく、更新により新たに基準時として設定する時点ということである。

(ウェイトを固定する指数について)

- 通常、ウェイトを固定する指数にはパーシェ型指数が含まれることから、ラスパイレス指数と明記したほうが良いのではないか。ILOマニュアル等指数関連のマニュアルでもそのような取扱いとなっている。
→ パーシェ型指数は調査時点のウェイトを使うことから、ウェイトを固定する指数に入らないと整理した。昭和56年の旧統計審議会答申を審議した同審議会経済指標部会においては、「基準の対象となる指数がラスパイレス型指数であることを特定するため、「ウェイトを固定した指数」という表現とする」こととしている。今回の基準案で紛れが出るということであれば、その点を運用通知等に明記したいと考えている。
- 前回の基準のように「パーシェ型指数については、この限りではない」と記述するほうが適切ではないか。
→ ご指摘を踏まえ検討させていただきたい。
- 例えば「5年間でウェイトを固定」という表記は可能ではないか。
→ そのような表記では、4年以下の期間で固定する指数はどうなるのかという疑問を抱かせる恐れがある。実態としてそのような指数がないことから、それがあつたように想起させるような表現ぶりをしないようにしたい。

- パーシェ型指数を算出してはいけないと読めなくもないのではないか。
 - パーシェ型指数については、特に規定していないということである。
- パーシェ型指数についてはフリーハンドということが良いか。
 - パーシェ型指数については2の規定の範囲となることは想定していない。
- 主として想定しているのは、5年ごとにウェイトを固定しているラスパイレス型指数か。
 - そのとおり。
- 建設デフレーターは、基準時が年次ではなく年度であり、3か月のずれがある。ウェイト時と基準時を厳格に同一とするとなると支障が出ることから、「原則とする」、「基本とする」等の表現としていただけでないか。
 - 旧統計審議会の過去の記録等を調べ検討させていただきたい。
- 指数の基準時にウェイト時を合わせることについては、物価指数精度を保つ観点からもこのような表現にしない方が良く考える。2005年基準企業物価指数は、2005年工業統計表のデータを参照して改定したため、その公表は基準時から2年後の2007年末となった。こうしたウェイト時と指数公表時とのタイムラグについては、平成17年に実施されたIMF統計局の審査(ROSC)でも改善を指摘されているところである。こうしたことから、今後、可能であれば基準改定時期を繰り上げるため、ウェイト参照年はある程度選択の幅を持って選びたいと考えている。具体的には基準時を2010年とし、ウェイト時は2009年とすることを想定している。従って、物価指数精度を最大限に向上させるという観点から、実務上自由な多様性を与えていただきたく、基準を緩める方向に対応していただきたい。
 - 今回の基準案は従前の審議会答申による基準と異なり、統計法に基づいた統計基準となり、この告示も行われる予定であることから、一定の規範性が求められる。ご意見の取扱いについては検討させていただきたい。
- 第3次産業活動指数が平成23年、鉱工業生産指数が22年と基準時、ウェイト時が違う系列が走る可能性がある。その場合、この指数を統合して発表している指数があるが、どちらかの年を基準時とする指数を作らざるを得ない。それは今回の規定では許容されるか。また、第3次産業活動指数と鉱工業生産指数の基準改定の時期が異なることから、指数によって基準時が一致しないことが起こり得る。
- 基準作成時に想定できなかったケースがあり得るが、重要な指数は基幹統計となると考えられ、仮に基準と違う作り方をしても、相応の理由があり、統計委員会が了解すれば特例的に認められると考える。これは基準の4によるものである。
- 今後、同じ指数といってもその中の系列によって基幹統計に入るものと入らないものが出てくるのが想定される。基幹統計の範囲によって、基準時等の扱いが異なることはあり得ない。基幹統計以外の系列も基幹統計の系列と同様の考え方で作らざるを得ないと考えている。
- 「やむを得ない理由」とはどのようなものを想定しているのか。
 - 経済センサス-活動調査のようなケースを想定している。それ以外は、指数作成者で客観的に真にやむを得ない理由があると認められるケースとしか言えない。
 - 「やむを得ない理由」がある場合の対応としては、基準年と前年の2年分の平均値で算出することと基準年の前年値を参照することの2つの選択肢があるのではないかと。
- 連鎖指数は対象外という理解で良いか。

→ 連鎖指数は毎年ウェイトを変えていることから、ウェイトを固定する指数に入らないと考えている。

(その他)

○ 「4 その他」における「法令の定め」とはどのようなものか。

→ 統計法9条の中で、基幹統計調査についての承認事項記載書に記載する事項が列記されている中の統計基準を想定している。

(2) 季節調整値算出時の異常値の取扱いについて

総務省統計局、厚生労働省、国土交通省、日本銀行から、所管指数等に関して異常値やレベルシフトの取扱いや祝日の設定について説明があった。

(3) その他

事務局から、次回の経済指標専門会議について、来年の1月ないし2月に開催するとの連絡があった。

以上